様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１４条の規定による周辺住民等への説明を行ったので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 説明の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 説明の実施場所 |  |
| 説明の方法 | □説明会の開催　□個別説明　□その他（　　　　　　　　） |
| 説明範囲及び人数 |  |
| 説明者 |  |
| 説明に対する意見等 |  |

添付書類

１　説明に用いた資料

２　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業許可申請書

下記の事業を実施したいので、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１５条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 事業場の設置着手予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 事業場の完成予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 事業開始予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 土壌、地質、地下水又は大気汚染防止方法 |  |

添付書類

１　事業の計画書及び工程表

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記簿謄本の写し）

５　その他市長が必要と認める書類

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

対象事業実施に係る決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった事業について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第１５条の規定により、事業の実施（許可・不許可）と決定したので、通知します。

また、事業の実施に当たり、条例別表第３の基準を遵守すること及び基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、条例第５８条の規定により、施設の構造又は排水処理方法の改善等必要な措置を講ずるよう命ずることがあることを申し添えます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業変更申請（中止届出）書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１５条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します（届け出ます）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 土壌、地質、地下水又は大気汚染防止方法 |  |
| 事業の変更（中止）予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 事業の変更（中止）理由 |  |

注　変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

１　事業の計画書及び工程表

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第５号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

対象事業場設置一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第１６条の規定により、下記のとおり対象事業場設置の一時停止を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 一時停止の期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 一時停止の理由 | 条例第１５条第　項の規定による対象事業の実施を認める決定を受けていないため |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業場設置完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１７条（附則第６項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 設置工事に要した期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 事業開始予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

対象事業場廃止届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１８条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 事業場の廃止日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 廃止後の用途 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

規制事業場設置中止及び原状回復（代替措置）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１９条の規定により、下記のとおり規制事業場の設置中止及び原状回復（代替措置）を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 原状回復（代替措置）の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第９号（第１１条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

規制事業場設置中止に係る原状回復（代替措置）完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第１９条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 原状回復（代替措置）の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 原状回復（代替措置）の完了日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　原状回復等が分かる写真

５　その他市長が必要と認める書類

様式第１０号（第１２条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

有害物質使用事業場設置（変更・中止）届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２０条（附則第７項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の場所 |  |
| 有害物質の名称及び数量並びに製造、使用、検査、処理、保管等の別 |  |
| 事業場の設置（変更・中止）予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 土壌、地質、地下水又は大気汚染防止方法 |  |
| 備考 |  |

注　変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第１１号（第１３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

有害物質使用事業場廃止届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２２条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の場所 |  |
| 有害物質の名称及び数量並びに製造、使用、検査、処理、保管等の別 |  |
| 事業場の廃止日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 廃止後の用途 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第１２号（第１４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事実施（変更・中止）届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２５条（附則第８項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の目的 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 地下工事の施工者 |  |
| 期間 | 全工事期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日地下工事期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 地下工事の工法 |  |
| 地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策 |  |
| 備考 | (1) 周辺での飲用井戸又は水道水源　（ 有 ・ 無 ）(2) 杭等の使用　　　　　　　　　　（ 有 ・ 無 ）(3) 土壌凝固剤等の薬剤使用　　　　（ 有 ・ 無 ）(4) 生コンクリートの投入、打設　　（ 有 ・ 無 ） |

注　変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

１　事業の概要

２　工事の計画書及び工程表

３　地下工事の位置図

４　その他市長が必要と認める書類

様式第１３号（第１６条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事実施に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２６条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の目的 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 説明の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 説明の実施場所 |  |
| 参加者 |  |
| 説明者 |  |
| 説明に対する意見等 |  |

添付書類

１　説明に用いた資料

２　その他市長が必要と認める書類

様式第１４号（第１７条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事（工事前・工事中・工事後）に係る水質又は水量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２７条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 工事の期間 | 全工事期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日地下工事期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 水質検査の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 水量調査の実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 水質検査、水量調査の実施場所 |  |
| 水質検査、水量調査の結果 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面

２　水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等

３　その他市長が必要と認める書類

様式第１５号（第１８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　印

地下工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２７条の規定により、下記のとおり地下水の水質検査又は水量調査を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 水質検査、水量調査の実施場所 |  |
| 水質検査項目 |  |
| 水質検査の実施期間及び周期 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 水量調査の実施期間及び周期 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 結果の報告期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第１６号（第１８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事における影響の原因調査報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２７条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 水質検査、水量調査の実施場所 |  |
| 水質検査項目 |  |
| 水質検査の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 水量調査の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 水質検査、水量調査の結果 |  |
| 水質又は水量に影響を及ぼした原因 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面

２　水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等

３　その他市長が必要と認める書類

様式第１７号（第１８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２７条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 水質又は水量に影響を及ぼした原因 |  |
| 水質又は水量への影響を取り除くための措置 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　措置の内容が分かる資料

２　その他市長が必要と認める書類

様式第１８号（第１９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　印

地下工事一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第２８条の規定により、下記のとおり地下工事の一時停止を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の実施場所 |  |
| 一時停止の期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 一時停止の理由 | □　条例第２５条第１項の規定による届出を行っていないため□　条例第２５条第２項の規定による変更の届出を行っていないため□　地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認められるため |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第１９号（第２０条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第２９条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の場所 |  |
| 地下工事に要した期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 地下工事によって生じた問題点及びその解決状況 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　地下工事の概要

３　地下工事の位置図

４　その他市長が必要と認める書類

様式第２０号（第２１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下工事以外の工事における地下水の水質検査又は水量調査実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３１条の規定により、下記のとおり地下水の水質検査又は水量調査を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工事の場所 |  |
| 水質検査、水量調査の実施場所 |  |
| 水質検査項目 |  |
| 水質検査の実施期間及び周期 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 水量調査の実施期間及び周期 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 結果の報告期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第２１号（第２１条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事以外の工事における影響の原因調査報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３１条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工事の場所 |  |
| 水質検査、水量調査の実施場所 |  |
| 水質検査項目 |  |
| 水質検査の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 水量調査の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 水質検査、水量調査の結果 |  |
| 水質又は水量に影響を及ぼした原因 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　水質検査、水量調査の実施場所が分かる図面

２　水質検査、水量調査の結果が分かる証明書等

３　その他市長が必要と認める書類

様式第２２号（第２１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下工事以外の工事一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第３１条の規定により、下記のとおり工事の一時停止を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工事の実施場所 |  |
| 一時停止の期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 一時停止の理由 | 地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認められるため |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第２３号（第２１条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下工事以外の工事における地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３１条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事以外の工事の名称 |  |
| 地下工事以外の工事の場所 |  |
| 水質又は水量に影響を及ぼした原因 |  |
| 水質又は水量への影響を取り除くための措置 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　措置の内容が分かる資料

２　その他市長が必要と認める書類

様式第２４号（第２３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取に係る周辺住民等への説明に関する報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３２条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類　　 |
| 地下水採取量 | 揚水機稼働日当たり | 平均 | ㎥/日 |
| 採取予定量 | 最大 | ㎥/日 |
| 説明の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 説明の実施場所 |  |
| 参加者 |  |
| 説明者 |  |
| 説明に対する意見等 |  |

添付書類

１　説明に用いた資料

２　その他市長が必要と認める書類

様式第２５号（第２５条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取許可申請書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３４条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類　　 |
| 地下水採取量 | 揚水機稼働日数日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取予定量　　　最大 | ㎥/日 |
| 井戸の設置工事期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 使用開始予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 地下水の節水及び涵養計画 |  |
| 影響調査結果 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業全体の計画書及び工程表

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記簿謄本の写し）

５　その他市長が必要と認める書類

様式第２６号（第２６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下水採取に係る決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった地下水の採取について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第３４条の規定により、地下水の採取（可・否）と決定したので、通知します。

また、地下水の採取に当たり、同条の基準を遵守すること及び地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、条例第５８条の規定により地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることがあることを申し添えます。

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第２７号（第２７条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取変更申請（中止届出）書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３４条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します（届け出ます）。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類 |
| 地下水採取量 | 揚水機稼働日数日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取予定量　　　最大 | ㎥/日 |
| 井戸の設置工事期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 使用開始予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 地下水の節水及び涵養計画 |  |
| 影響調査結果 |  |
| 備考 |  |

注　変更の場合は、二段書とし、変更後を上段に、変更前を下段に記載する。

添付書類

１　事業全体の計画書及び工程表

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第２８号（第２８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下水採取計画変更（中止）命令書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった地下水の採取について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３４条の規定により、下記のとおり地下水の採取の計画変更（中止）を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類 |
| 地下水採取量 | 揚水機稼働日数日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取予定量　　　最大 | ㎥/日 |
| 井戸の設置工事期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 使用開始予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 地下水の節水及び涵養計画 |  |
| 影響調査結果 |  |
| 変更（中止）命令の理由 | □　周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量でないため□　節水及び涵養に関する対策が適切に施されていないため |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第２９号（第２９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

井戸設置一時停止命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（以下「条例」という。）第３５条の規定により、下記のとおり井戸の設置の一時停止を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 一時停止の期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 一時停止の理由 | 条例第３４条第２項又は第３項の通知前に地下水の採取に着手したため |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第３０号（第３０条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

井戸設置完了届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３６条（附則第９項）の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類 |
| 地下水採取量 | 揚水機稼働日数日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取予定量　　　最大 | ㎥/日 |
| 井戸の設置工事期間 | 　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 使用開始予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 地下水の節水及び涵養計画 |  |
| 井戸の設置によって生じた問題点とその解決状況 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業全体の計画書

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第３１号（第３１条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地下水採取量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 地下水採取量 | 年度 | 年間採取量 | ㎥ |
| 揚水機稼働日数 | 日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取量　　　　　最大 | ㎥/日 |
| ４月 | ㎥ | ８月 | ㎥ | １２月 | ㎥ |
| ５月 | ㎥ | ９月 | ㎥ | １月 | ㎥ |
| ６月 | ㎥ | １０月 | ㎥ | ２月 | ㎥ |
| ７月 | ㎥ | １１月 | ㎥ | ３月 | ㎥ |

様式第３２号（第３２条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

専用水道の地下水採取量報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 地下水採取量 | 年度 | 年間採取量 | ㎥ |
| 揚水機稼働日数 | 日間 | 稼働日当たり　　平均 | ㎥/日 |
| 採取量　　　　　最大 | ㎥/日 |
| ４月 | ㎥ | ８月 | ㎥ | １２月 | ㎥ |
| ５月 | ㎥ | ９月 | ㎥ | １月 | ㎥ |
| ６月 | ㎥ | １０月 | ㎥ | ２月 | ㎥ |
| ７月 | ㎥ | １１月 | ㎥ | ３月 | ㎥ |

様式第３３号（第３３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

井戸撤去届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第３９条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類 |
| 井戸の撤去日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 井戸の撤去方法 |  |
| 備考 |  |

添付書類

１　事業全体の計画書

２　事業実施の位置図及び区域図

３　事業場の平面図、用排水系統図及び建物図面

４　その他市長が必要と認める書類

様式第３４号（第３４条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

基礎調査結果報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４０条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 調査の内容 |  |
| 結果の概要 |  |
| 調査実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

添付書類

１　調査の概要

２　調査実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第３５号（第３５条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４３条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 調査区分 | □地歴調査□土壌ガス調査□ボーリング調査□その他の調査(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 計画の概要 |  |
| 調査予定期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

添付書類

１　調査の概要

２　調査実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第３６号（第３５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

詳細調査計画承認書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった詳細調査計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４３条の規定により、下記のとおり詳細調査計画を承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 調査区分 | □地歴調査□土壌ガス調査□ボーリング調査□その他の調査(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 計画の概要 |  |
| 調査予定期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

様式第３７号（第３５条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査変更計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４３条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |

添付書類

１　調査の概要

２　調査実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第３８号（第３５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

詳細調査変更計画承認書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった詳細調査の変更計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４３条の規定により、下記のとおり承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |

様式第３９号（第３６条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

詳細調査結果報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４５条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 調査区分 | □地歴調査□土壌ガス調査□ボーリング調査□その他の調査(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 結果の概要 |  |
| 調査実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 調査担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

添付書類

１　調査の概要

２　調査実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第４０号（第３７条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４８条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 浄化の方法 |  |
| 浄化の範囲 |  |
| 浄化事業予定期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第４１号（第３７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

浄化事業計画承認書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった浄化事業計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４８条の規定により、下記のとおり浄化事業計画を承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 浄化の方法 |  |
| 浄化の範囲 |  |
| 浄化事業予定期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

様式第４２号（第３７条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業変更計画書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４８条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第４３号（第３７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

浄化事業変更計画承認書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった浄化事業の変更計画について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第４８条の規定により、下記のとおり承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |

様式第４４号（第３８条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業経過報告書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５０条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 報告対象期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 浄化事業の経過 |  |
| 浄化事業担当責任者 | 所属氏名電話番号 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第４５号（第３９条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

浄化事業終了申出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５１条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 申出の根拠 |  |
| 浄化事業実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

添付書類

１　事業の概要

２　事業実施の位置図及び区域図

３　その他市長が必要と認める書類

様式第４６号（第３９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

浄化事業終了承認書

　　　　年　　月　　日付けで提出のあった浄化事業終了の申出について、西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５１条の規定により、下記のとおり浄化事業終了を承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 申出の根拠 |  |
| 浄化事業実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |
| 浄化事業担当者 | 所属氏名電話番号 |  |
| 委託業者 | 名称現場責任者氏名電話番号 |  |

様式第４７号（第４０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

詳細調査（浄化事業）実施命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５２条の規定により、下記のとおり詳細調査（浄化事業）の実施を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 汚染地の所在地 |  |
| 調査（事業）実施の理由 |  |
| 調査（事業）実施の内容 |  |
| 調査（事業）実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 参考事項 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第４８号（第４１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

渇水時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５５条の規定により、下記のとおり渇水時における地下水の採取制限（井戸の一時停止）を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類　　 |
| 地下水採取制限の理由 |  |
| 地下水採取制限の内容 | □井戸の一時停止□採取量の上限　　　　　　㎥/日 |
| 地下水採取制限期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 備考 |  |

様式第４９号（第４２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

災害時地下水採取制限（井戸一時停止）命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５６条の規定により、下記のとおり災害時における地下水の採取制限（井戸の一時停止）を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置目的及び地下水の用途 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 井戸の構造 | 内径 | ㎜ | 深さ | ｍ |
| 揚水機設備 | 吐出口断面積 | ㎠ | ストレーナーの位置ｍから　　ｍ |
| 最大揚水能力 | ㎥/日 |
| 原動機の出力 | ｋＷ | 種類　　 |
| 地下水採取制限の理由 |  |
| 地下水採取制限の内容 | □井戸の一時停止□採取量の上限　　　　　　㎥/日 |
| 地下水採取制限期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 備考 |  |

様式第５０号（第４４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

対象事業に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５８条の規定により、下記のとおり対象事業に係る改善を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 事業の実施面積 |  |
| 改善を命ずる事項 |  |
| 改善の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第５１号（第４５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

有害物質使用事業場に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５８条の規定により、下記のとおり有害物質使用事業場に係る改善を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業の目的 |  |
| 事業場の名称 |  |
| 事業の実施場所 |  |
| 改善を命ずる事項 |  |
| 改善の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第５２号（第４６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下工事に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５８条の規定により、下記のとおり地下工事に係る改善を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 地下工事の名称 |  |
| 地下工事の実施場所 |  |
| 改善を命ずる事項 |  |
| 改善の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第５３号（第４７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下工事以外の工事に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５８条の規定により、下記のとおり地下工事以外の工事に係る改善を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工事の実施場所 |  |
| 改善を命ずる事項 |  |
| 改善の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第５４号（第４８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

西条市長　　　　　　　　　　　印

地下水採取に係る改善命令書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５８条の規定により、下記のとおり地下水採取に係る改善を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の名称 |  |
| 井戸の設置場所 |  |
| 改善を命ずる事項 |  |
| 改善の期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

（教示欄）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、西条市を被告として（訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第５５号（第４９条関係）

年　　月　　日

西条市長　　　　　　　殿

郵便番号

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

地位承継届出書

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例第５９条の規定により地位を継承したので、関係書類を添付して、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 承継した事項 |  |
| 承継した事由 |  |
| 説明の実施日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

添付書類

１　承継の概要を説明する書類

２　その他市長が必要と認める書類